

佐倉市
男女平等参画基本計画

【第3期】

～だれもが輝くまち 佐倉～

[改訂版]

(素案)

佐倉市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨	1
2. 重点的に取り組む事項	1
3. 計画の性格	2
4. 計画の期間	2
5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の体系	3

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重	5
課題A 人権侵害のない社会づくり	5
課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶	9
課題C 男女平等の意識づくり	14
課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	18
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	21
課題E 職場における男女平等参画	22
課題F 家庭における男女平等参画	27
基本目標Ⅲ あらゆる場への男女平等参画の推進	31
課題G 意思決定過程における男女平等参画	32
課題H 地域活動への男女平等参画	34
基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり	36
課題I 生涯にわたる心と体の健康づくり	36
課題J 安全・安心な社会環境の整備	38
基本目標Ⅴ 推進体制の整備	41
課題K 庁内推進体制の構築	41
課題L 国・県・関係機関との連携	45

資 料

部・課別 事業取り組み一覧	47
---------------------	----

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨

佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年度（2009 年度）に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」を策定しました。

その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、平成 24 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が平成 21 年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーに対する暴力がいまだあることも、意識調査の結果から伺えます。

また、国においては平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」、県では平成 23 年度に「第 3 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や、地域活動における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。

このたび、計画期間の前期 5 年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。

2. 重点的に取り組む事項

男女平等参画社会の実現に向け、佐倉市が特に重点的に取り組む事項は次のとおりです。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識が依然として強いことから、この意識の解消に向け、継続した啓発・広報活動を行います。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、現在、国、県でも積極的に取り組んでいるものであり、本計画でも、基本目標の一つに位置づけています。

家庭・職場・地域などにおいて、調和のとれた生活が送れるよう、家庭生活と他の活動の両立支援や、安心して働き続けることができる環境づくりを進めます。

(3) 女性の積極的な参画の推進

地域社会や職場の活性化のため、政策・方針決定の場や地域社会の様々な分野へ女性の参画を推進します。

3. 計画の性格

- (1) この計画は国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成 16 年 3 月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容によっては、実施計画としての性格も有しています。
- (3) この計画は、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」、県の「第 3 次千葉県男女共同参画計画」及び、平成 23 年度からスタートした「第 4 次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。
- (4) この計画は、平成 20 年 1 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV法）の改正に伴い、市町村におけるDV関連施策に関する基本的な計画の策定が努力義務として規定されたことにより、同法に基づく基本計画としても位置づけています。

4. 計画の期間

この計画は、平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間の計画です。

計画に掲げる施策の基本事業及び具体的事業について、前期 5 年間が経過しましたので、国や県の動向、社会情勢の変化や本計画の進行状況を踏まえ、後期 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度）を見直したものです。

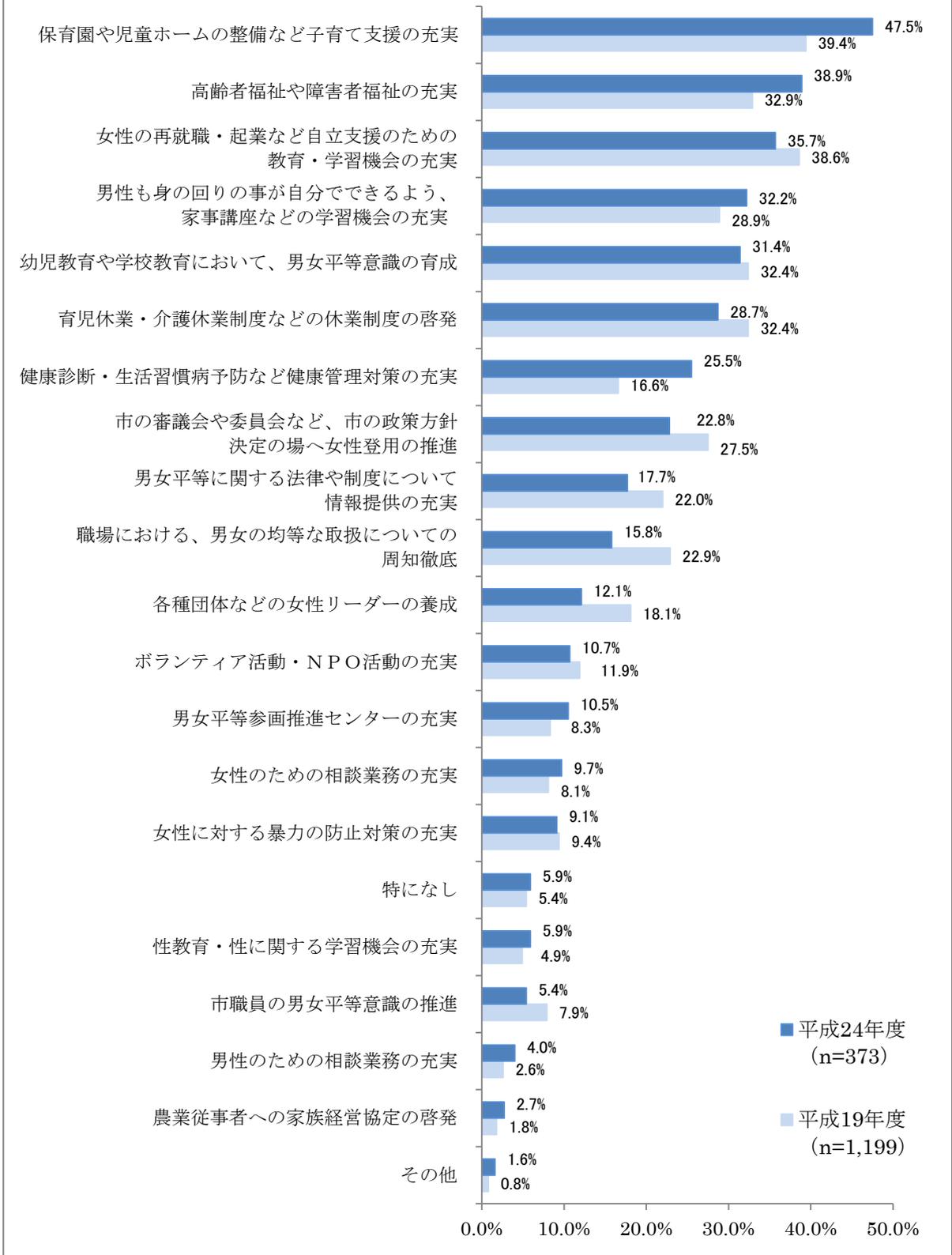
なお、今後の社会情勢の変化や、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の体系

基本目標	個別課題	施策の方向
I 人権の尊重	A 人権侵害のない社会づくり	① 人権侵害を許さない社会環境づくり ② メディアにおける人権への十分な配慮 ③ ハラスメント行為の防止 ④ 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進 ⑤ 国際理解・文化交流の促進
	B 性差によるあらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス(DV)防止への取り組み強化 ② DVに関する相談・支援体制の充実 ③ 関係機関との連携強化
	C 男女平等の意識づくり	① 男女平等推進のための意識啓発 ② 男女平等参画関連情報の収集、提供 ③ 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し
	D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	① 男女平等教育の推進 ② 教職員への男女平等意識の醸成 ③ 生涯教育における学習機会の提供
II ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	E 職場における男女平等参画	① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善 ② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 ③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援 ④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進
	F 家庭における男女平等参画	① 家庭における男女平等参画意識の浸透 ② 多様な子育て環境の整備と情報の提供 ③ 介護に関する環境の整備と情報の提供
III あらゆる場への 男女平等参画の推進	G 意思決定過程における男女平等参画	① 政策・方針決定への女性の参画の促進 ② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進 ③ 管理職などへの女性の積極的登用
	H 地域活動への男女平等参画	① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供 ② 市民団体などへの支援及び交流促進 ③ 市民協働による男女平等参画の推進
IV 安心して暮らせるまちづくり	I 生涯にわたる心と体の健康づくり	① 性差に配慮した医療・保健の促進 ② ライフステージに応じた健康づくりの促進
	J 安全・安心な社会環境の整備	① 安心して妊娠・出産できる環境整備 ② 子どもの健全育成の推進 ③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実
V 推進体制の整備	K 庁内推進体制の構築	① 庁内推進組織の設置 ② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発 ③ 基本計画の進行管理強化 ④ 男女平等参画推進センターの充実
	L 国・県・関係機関との連携	① 国や県との連携、協力 ② 近隣自治体との情報の収集、提供

男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策

(回答数：5つまで)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成19年度, 平成24年度)

第2章

計画の内容

※見直しに当たり、基本事業の統合及び新規設定を行ったため、事業ナンバーを振り直し、上段を後期5年間の事業ナンバー、下段を策定時事業ナンバーの2段表記にしています。

例：

事業No.
13
12

※基本事業の表中、区分表記の解説

継続（第2期）	第2期から継続している基本事業
継続（第3期）	第3期策定時に設定した基本事業
新規	第3期中間見直しの際に設定した基本事業

基本目標Ⅰ 人権の尊重

男女平等参画社会づくりを推進していくためには、性別にかかわらず、個人としての尊厳を重んじ、多様なライフスタイルを認め合い、それぞれの個性と能力が発揮できる機会を確保する必要があります。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として残っており、個人の自由な生き方にも影響を及ぼしている状況にあります。

また、男女平等参画社会の実現にとって、その阻害要因となっているドメスティック・バイオレンス（DV※）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ※）等の根絶が不可欠です。そのためには、DV、セクハラ等が人権の享受を妨げ、自由を侵害するものだという意識を広めることが重要です。

そこで、人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、地域や家庭、社会といったあらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図っていきます。

課題 A 人権侵害のない社会づくり

男女平等参画を進めていくうえで、その根底をなす基本理念が人権の尊重です。日本国憲法にも個人の尊重と法の下での平等がうたわれているように、基本的人権は守られなければなりません。

職場等におけるセクハラはもとより、近年の情報化社会の進展の中、メディアを通じてもたらされる様々な情報による影響、さらには急速に進む国際化の流れの中、より身近になった国際感覚を必要とする活動機会の増加など、これまで以上に人権への配慮が求められています。

【施策の方向① 人権侵害を許さない社会環境づくり】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
1	〈人権尊重についての広報・啓発〉 人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
2	〈人権侵害に対する相談等の充実〉 人権相談の充実、法務局との連携等を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
1	講演会の開催	年1回以上	自治人権推進課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）／配偶者やパートナー等からの暴力

配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）または配偶者であった者に対する暴力的行為のこと。暴力的行為は身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる暴力が含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

【施策の方向② メディアにおける人権への十分な配慮】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
3	〈メディア・リテラシー（※）に関する意識啓発〉 様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力の向上を図り、理解を深めるための学習機会や情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
4	〈人権尊重の視点に立った広報活動〉 男女平等をはじめとした人権に配慮した広報紙や広報番組を作成します。	広報課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
4	広報紙に関連記事を掲載	年6回以上	広報課
	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送	年4回以上	広報課

【施策の方向③ ハラスメント行為の防止】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
5	〈ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施〉 市職員を対象にした職場環境調査を活用し、人権を尊重する視点での項目を設定し、実態の把握に努めます。	総務課	継続 (第2期)
6	〈ハラスメント行為等の相談窓口の充実〉 利用しやすい相談体制の構築を目指し、相談窓口の充実を図ります。(専用電話の導入、相談窓口の外部委託化の検討等)	総務課	継続 (第2期)
7	〈市職員の行動規範の徹底と研修の実施〉 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」及び「防止指針」についての研修会等を実施し、周知を図ります。	総務課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
5	職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発	全職員に年1回	総務課
7	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施	年1回	総務課

※メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
8	〈暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進〉 関係団体と連携した犯罪防止のための地域防犯パトロールを実施します。	防災防犯課 学務課	継続 (第2期)
9	〈暴力を誘因する住環境の改善・整備〉 道路照明灯の設置や街灯の設置補助をします。	道路維持課	継続 (第3期)
10	〈女性に対する暴力を誘因する環境の改善〉 違反看板等の広告物を撤去することで、地域の環境、防犯面での向上を図ります。	都市計画課	継続 (第2期)
11	〈女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり〉 佐倉市地域防災計画に女性の視点が盛り込まれているかを点検するとともに、計画策定段階での女性の参画を更に推進します。	自治人権推進課 防災防犯課	継続 (第3期)
12	〈女性の自主防災組織への参画の推進〉 広域災害が発生した際の、自主的な防災活動を行う組織に、女性の参画を推進します。	防災防犯課	新規

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
8	防犯資器材の新規貸し出し団体	年5団体	防災防犯課
	ホームページ等の情報の更新	年5回	防災防犯課
	緊急安全情報の提供		学務課
9	佐倉市街灯補助金交付	年2回以上	道路維持課
10	違反広告物除去	年12回以上	都市計画課

【施策の方向⑤ 国際理解・文化交流の促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
13 12	〈国際的な男女平等に関する情報及び在住外国人との交流機会の提供〉 佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会等と連携し、文化や風習、男女平等意識など外国での価値観や国際情勢等について、相互理解を深めるための情報提供を行うとともに、多様な文化に対して開かれた都市となるよう、市民レベルでの国際交流の推進や交流機会の提供を行います。	広報課 文化課	継続 (第2期)
14 13	〈外国人への情報提供及び相談機能の充実〉 多言語による情報提供を進めるとともに、佐倉国際交流基金等と連携し、相談機能を充実します。	広報課	継続 (第2期)

15	〈学校における国際理解教育の推進〉 市立小中学校に英語指導員（A L T）を派遣し、様々な国の文化にふれる機会を促進します。	指導課	新規
----	---	-----	----

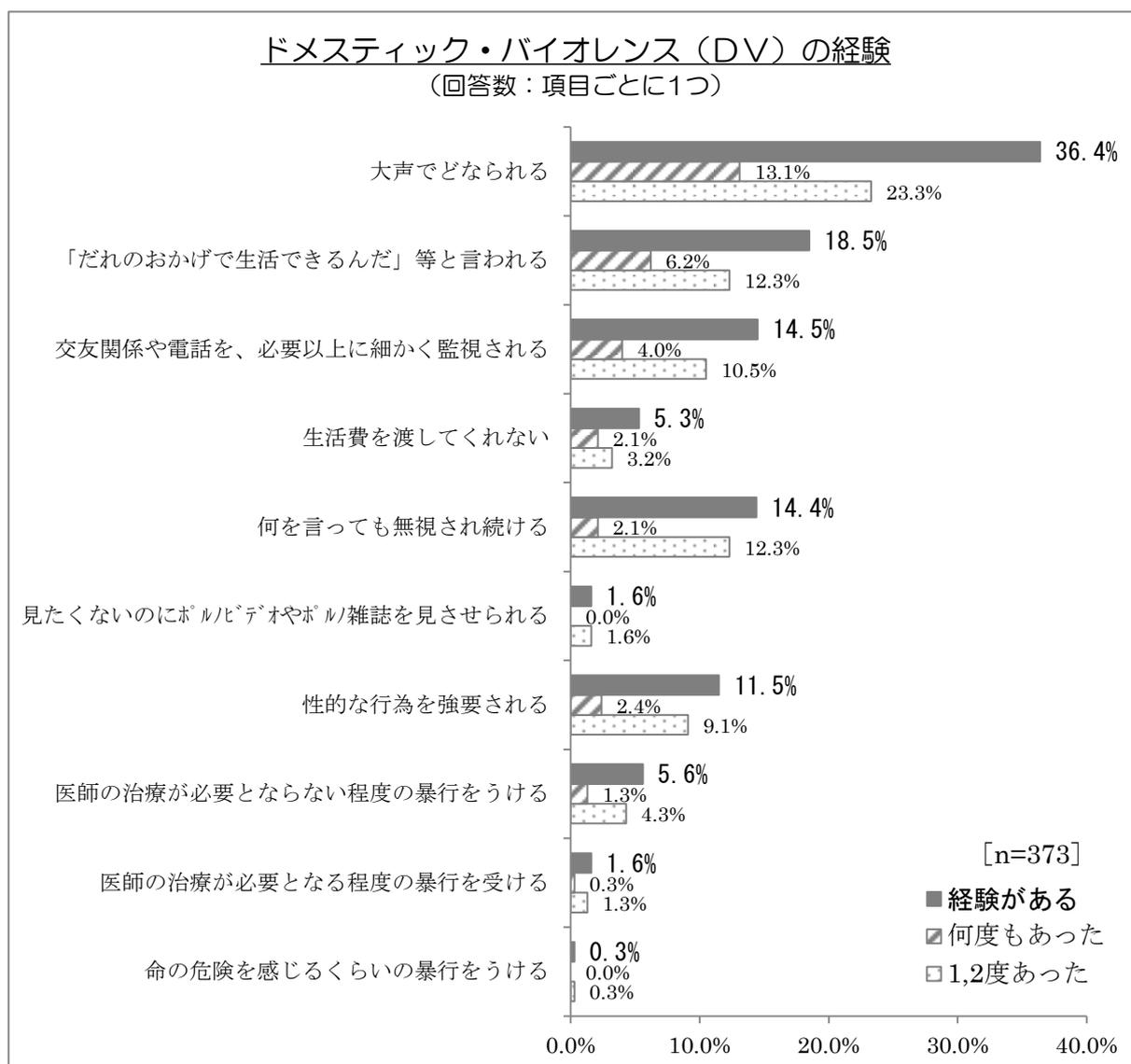
◆指標◆

事業No.	項 目	数値目標	担当課
13	講演会等の開催	年2回程度	広報課
12	交流機会の提供	年1回程度	広報課
14	多言語による情報提供	月1回以上	広報課
13			
15	A L Tによる英語・外国活動授業の実施	全小中学校での実施	指導課

課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶

DV（配偶者やパートナー等からの暴力）は、児童虐待などと同様に、その被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていません。しかし、そうした行為は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。また、近年では、若者を中心とした、いわゆる「デートDV」が新たな社会問題となっており、将来の配偶者間でのDVにつながる危険性も指摘されています。

DVは当事者だけの個別な問題ではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会問題としてとらえ、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。



※「経験がある」／「何度もあった」「1,2度あった」の計

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

【施策の方向①】 ドメスティック・バイオレンス（DV）防止への取り組み強化】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
16 14	〈セクハラ、DVに関する情報提供〉 個人の人権を尊重するという視点から、セクハラ、DVなど性差に由来する人権侵害や暴力の根絶に向けた情報提供を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
17	〈デートDV防止に関する啓発の実施〉 若年層向けに、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。	自治人権推進課 児童青少年課	新規
18 15	〈DVについての学習機会の提供〉 性差に由来する暴力の根絶に向けて、講座・講演会等の学習機会の提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
19 16	〈DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供〉 DV被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。	総務課 児童青少年課	継続 (第2期)
20 17	〈性の商品化、性被害及び望まない妊娠の防止に関する情報の提供〉 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、関連情報の収集・提供を行います。	自治人権推進課 健康増進課	継続 (第2期)
21 18	〈性に関する正しい知識の習得〉 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、学校教育における指導・啓発を進めます。	指導課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
16 14	啓発リーフレットの配布・住民回覧	年1回以上	児童青少年課
21 18	小中学校での性教育の実施	全小中学校での実施	指導課

【施策の方向②】 DVに関する相談・支援体制の充実】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
22 19	〈女性のための相談窓口に関する広報の充実〉 女性のための相談窓口について、広報紙、ホームページ等を活用し、広報活動を充実させ、情報の周知を図ります。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
23 20	〈市の相談機能及び関係機関との連携の強化〉 法人委託する地域包括支援センターとも連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。	高齢者福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
24 21	〈緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援〉 関係機関と連携し、被害者及びその家族に適切な支援を行うとともに、状況に応じて緊急避難支援を実施します。	高齢者福祉課 障害福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
25 22	〈配偶者暴力相談支援センターに関する研究〉 DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターの設置について研究します。	児童青少年課	継続 (第3期)
26 23	〈配偶者等暴力被害者の自立支援の充実〉 行政機関の各種手続きに関する情報の提供や援助をします。	児童青少年課	継続 (第3期)
27 24	〈実情に合わせた相談・支援施策の研究〉 男性相談窓口やDV加害者対策などの施策について、調査、研究を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第3期)
28	〈DV、ストーカー行為や虐待等の被害者保護のための住民基本台帳の閲覧等の制限〉 被害者と被害者の同一世帯員を加害者の暴力から保護するため、被害者等からの申し出により、住民基本台帳の閲覧等の制限をします。	市民課	新規

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
22 19	広報紙での案内	年12回	自治人権推進課
	広報・ホームページへの掲載	毎月	児童青少年課
23 20	来所・電話・訪問相談		児童青少年課
24 21	シェルター(※)入所随伴及び緊急避難支援		児童青少年課

※シェルター

DV被害者が加害者から避難するための緊急一時的な保護施設のこと。保護施設としての機能のほか、被害者への支援を行い、自立に向け準備をする場としての機能も果たします。

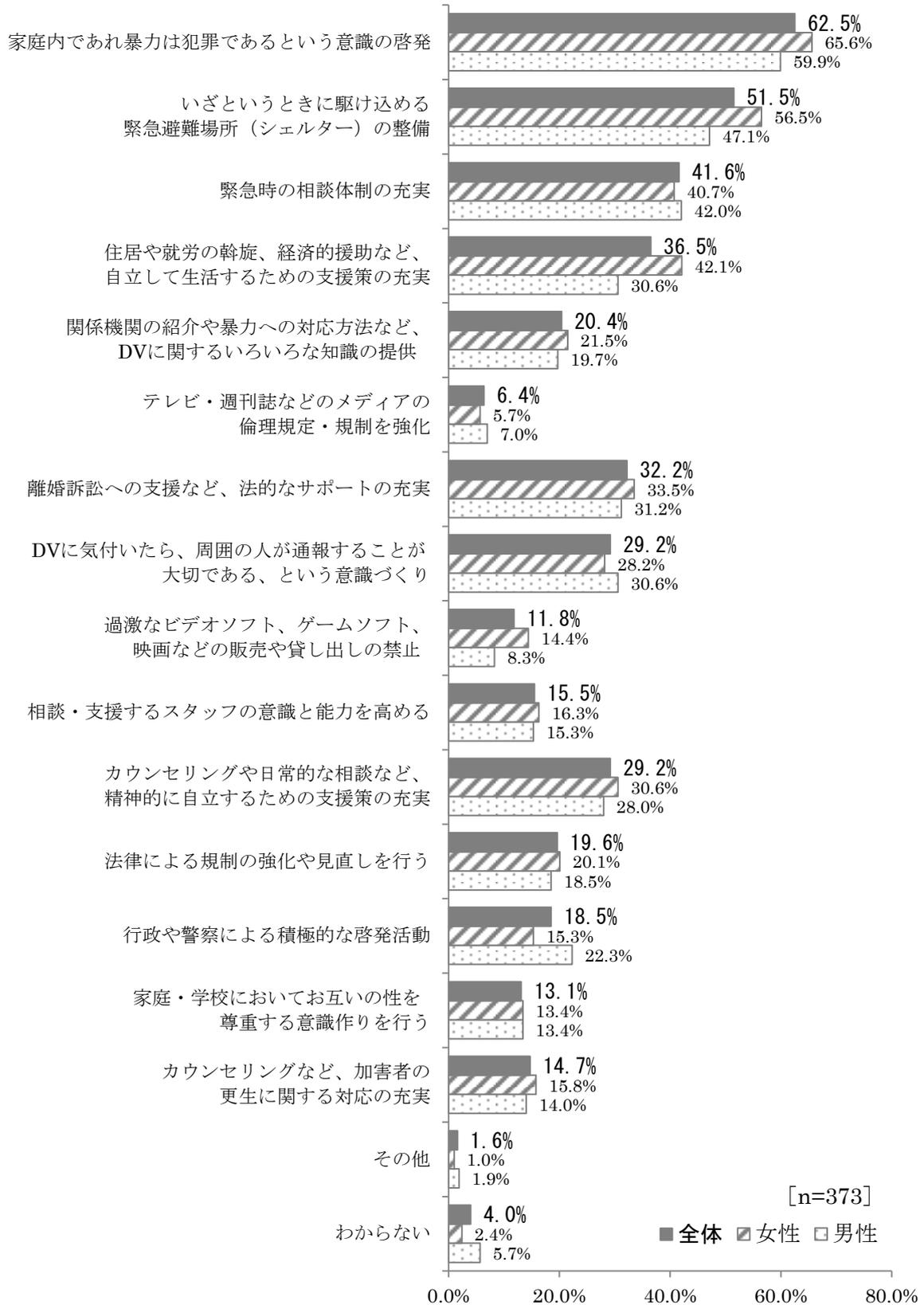
【施策の方向③ 関係機関との連携強化】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
29 25	〈DV関係機関との情報共有及び連携の強化〉 家庭内等における暴力対策庁内連絡会議及び家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携強化を図ります。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
30 26	〈被害者の早期発見に向けた機関の連携〉 母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び障害程度区分認定調査において、家庭内等暴力被害者を早期に発見し、相談機関につなげていきます。	高齢者福祉課 障害福祉課 健康増進課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
29 25	暴力対策ネットワーク会議代表者会議及び庁内会議の開催	年1回以上	児童青少年課
30 26	各種保健事業未受診者への受診勧奨の強化による受診率の向上	全戸訪問事業 90% (対象：生後4か月まで) 1歳6か月児健診 93% 3歳児健診 90%	健康増進課

**ドメスティック・バイオレンス（DV）防止、
被害者支援のために必要な対策**
(回答数：5つまで)

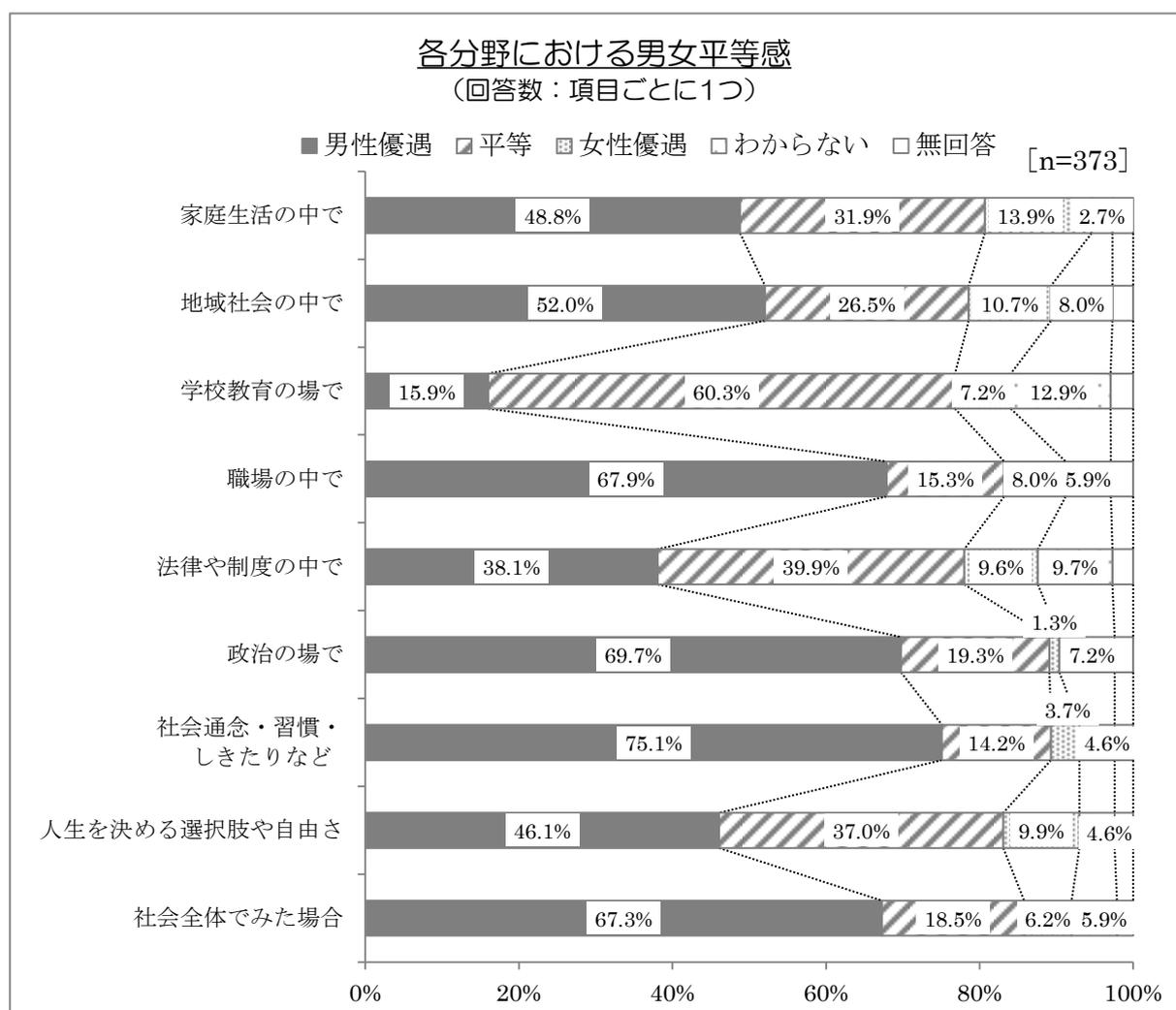


「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

課題C 男女平等の意識づくり

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」（平成24年9月実施）の結果によると、「学校教育の場」で男女の地位は、「平等」が60.3%であるのに対し、「社会通念・習慣・しきたりなど」では、女性の79.0%、男性の70.7%が「男性優遇」と回答しています。この結果から男女の生き方や、行動、考え方について固定的な観念が依然として存在しており、それが男女の平等感を妨げているとも考えられます。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識（※）・社会通念・慣習を払しょくするため、様々な機会を捉えて、男女平等参画の必要性を認識してもらうよう、継続して意識啓発に取り組む必要があります。



※男性優遇／「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の計

女性優遇／「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」の計

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」（平成24年度）

※固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識や考え方のこと。

【施策の方向① 男女平等推進のための意識啓発】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
31 27 28	〈男女平等参画を推進するための事業の研究、及び講座、講演会等の実施〉 男女平等参画社会の形成に向け、より多くの人に関心を持ってもらえる事業の研究を進め、男女の自立や意識を高めることを目的とした講座、講演会等を開催します。	自治人権推進課 社会教育課 公民館	継続 (第2期)
32 29	〈男女平等参画社会づくり推進期間に合わせた啓発事業の実施〉 男女平等参画社会の形成に向け、国が定める男女共同参画週間(6月23日から29日まで)に合わせ、講演会等の事業を実施します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
33 30	〈男女平等参画に関する情報誌等の発行〉 男女平等参画を推進するための情報誌や啓発リーフレットを発行し、継続的、効果的に啓発します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
34 31	〈若い世代に向けた講座等の実施〉 若い世代に向けた学習機会を提供し、男女平等参画に対する関心を深めるように努めます。 ・ジェンダー(※)に関する講座の開催 ・成人式等、若い世代が集まる機会や青少年施設を活用した男女平等参画に関する資料等の配布 ・エイズ・性感染症に対する正しい知識の提供	自治人権推進課 児童青少年課 健康増進課	継続 (第2期)
35 32	〈民生・児童委員に対する男女平等参画意識の醸成〉 地域で活動する民生・児童委員に対する研修の実施や情報提供によって、男女平等意識の浸透を図ります。	社会福祉課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
31	講演会等の開催	年2回	自治人権推進課
27, 28	講座・講演会の開催	年1回以上	社会教育課
32 29	講演会等の開催	年1回	自治人権推進課
33	情報誌の発行	年2回	自治人権推進課
30	リーフレット等の発行	2年に1回	自治人権推進課

※ジェンダー(社会的差別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。この言葉自体は、「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

【施策の方向② 男女平等参画関連情報の収集、提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
36 33	〈ケーブルテレビを利用した情報の提供〉 ケーブルテレビによる市の広報番組において関係番組を放送し、情報提供を行います。	広報課	継続 (第2期)
37 34	〈広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実〉 男女平等参画社会づくりに向け、広報紙に様々な関連情報を掲載し、記事の充実に努めます。	広報課 自治人権推進課	継続 (第2期)
38 35	〈男女平等参画に関する図書及び資料の収集と提供〉 法律や制度をはじめ、国、県、地方公共団体等による男女平等参画への取り組み等について広く情報を収集整理し、情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
39 36	〈市民意識調査の実施〉 定期的に男女平等に関する市民の意識や実態を調査・分析し、男女平等参画推進のための資料として活用します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
40 37	〈市内図書館等との連携〉 市内図書館や公民館及び男女平等参画推進センター(ミウズ)等が図書館システムで連携し、情報活用の充実に図ります。	自治人権推進課 図書館	継続 (第2期)
41 38	〈インターネット等を活用した情報の提供〉 ビデオ、インターネットをはじめ様々なメディアを活用し、男女平等参画に関する情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

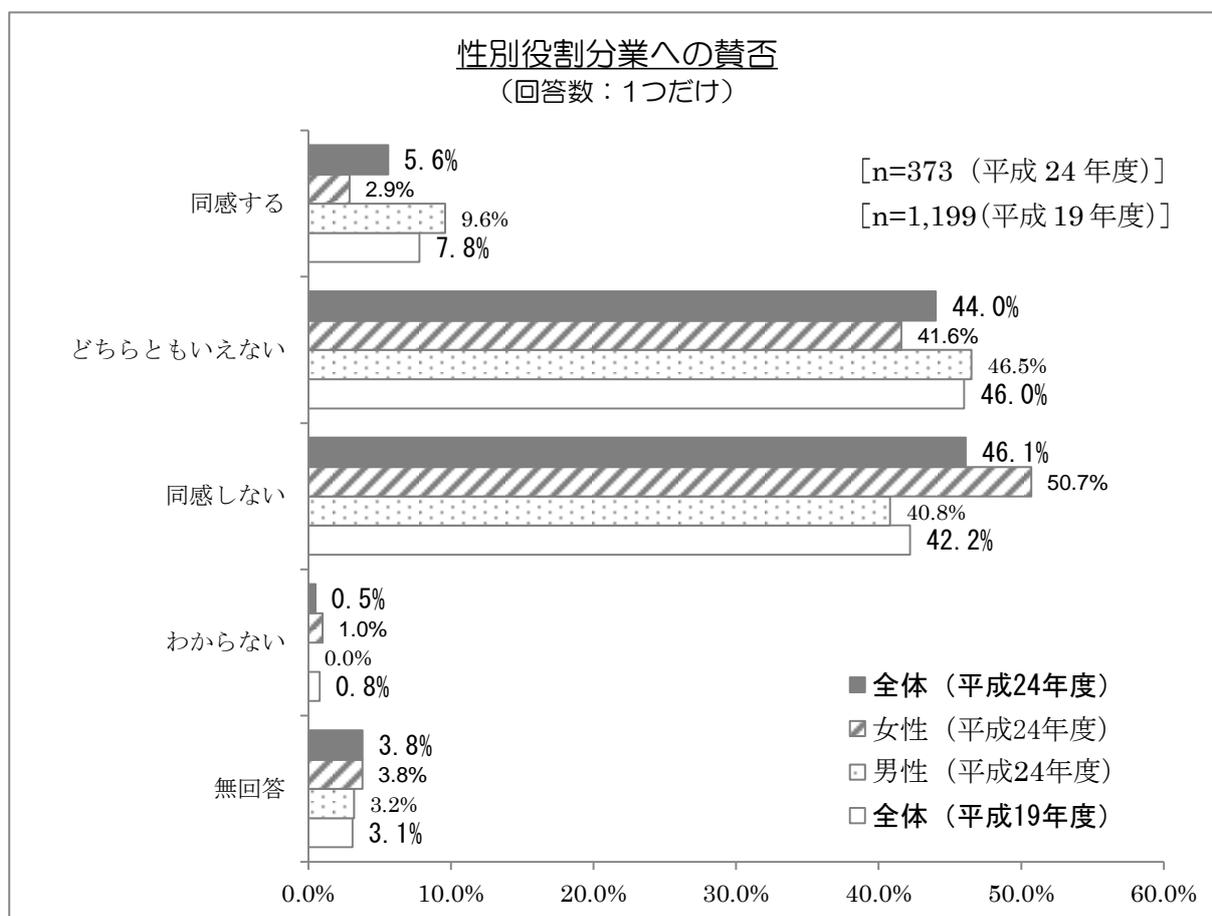
事業No.	項目	数値目標	担当課
36 33	男女平等参画を題材とした広報番組の放送	年4回以上	広報課
37 34	男女平等参画社会づくりに関する情報の掲載	年6回以上	広報課
	広報紙への関連情報の掲載	年10回以上	自治人権推進課
38 35	男女平等参画推進センター内掲示の更新	年4回以上	自治人権推進課
39 36	男女平等参画意識に関する市民意識調査の実施	5年に1回	自治人権推進課
41 38	ホームページの更新	年5回以上	自治人権推進課

【施策の方向③ 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
42 39	〈男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供〉 男女が共に育児や介護にかかわることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。	高齢者福祉課 子育て支援課 健康増進課	継続 (第2期)
43 40	〈固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進〉 「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行います。	自治人権推進課 公民館	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
42 39	子育て講座の土日開催	年1回以上	子育て支援課
43 40	学習会の開催	年2回	自治人権推進課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成19年度、平成24年度)

課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、家庭、学校、地域、職場など、それぞれで行われる教育や学習と深い関わりをもっています。家庭においては、親の意識や生活態度等が、学校においては、その指導内容や教職員の意識と行動が子どもに与える影響は大きいものがあります。

そこで、子どもに対しては、その発達段階に応じて、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うことが求められます。そして、地域や社会においても、すべての人が違いを認め合いながら、対等な関係を重んじ、その個性や能力を伸ばせるよう、生涯を通じて教育・学習の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向① 男女平等教育の推進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
44 41	〈就学前における男女平等の推進〉 保育園、幼稚園等における男女平等の視点に配慮した保育や教育を推進します。	子育て支援課 指導課	継続 (第2期)
45 42	〈学校教育における男女平等教育の推進〉 男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない自立した男女を育成するため、広く男女平等の視点に立った教育を進めます。	指導課	継続 (第2期)
46 43	〈男女混合名簿の導入促進〉 学校における男女混合名簿の導入促進を図ります。	指導課	継続 (第2期)
47 44	〈個性を生かす進路指導等の推進〉 性別にこだわらず、自分の未来（進路や職業選択等）を考える力となる進路指導を推進します。	指導課	継続 (第2期)
48 45	〈学校と家庭、地域との連携〉 PTA活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図ります。 ・学校における男女平等教育についての広報の推進 ・学校と家庭、地域が連携した男女平等参画の推進	指導課	継続 (第2期)

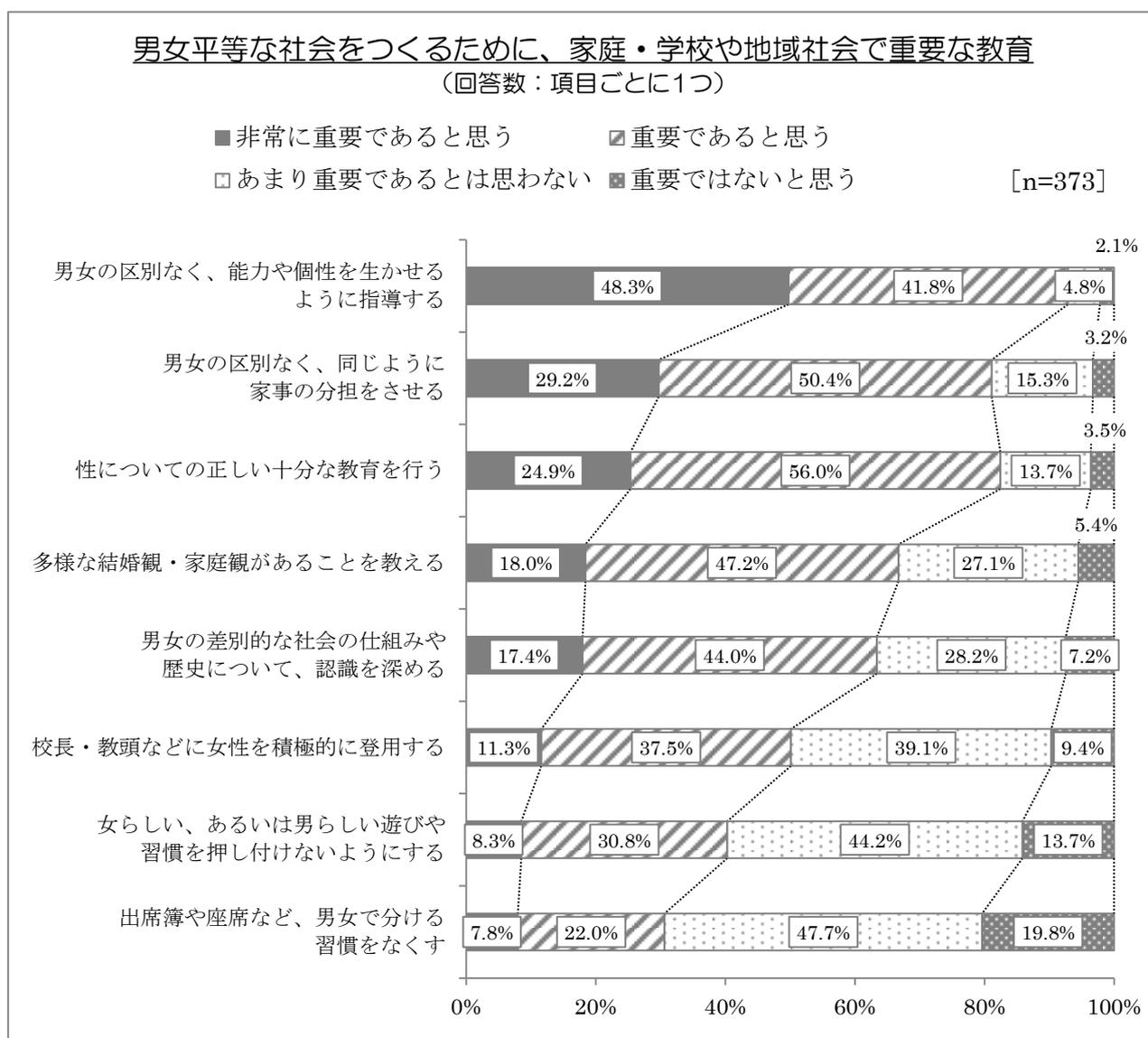
【施策の方向② 教職員への男女平等意識の醸成】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
49 46	〈教職員等への男女平等に関する研修機会の充実〉 子どもたちの意識形成や行動に大きな影響を与える教職員に対し、男女平等教育についての理解を深めるための研修機会の充実を図ります。 ・男女平等教育に関する教職員校内研修の推進	指導課	継続 (第2期)
50 47	〈校務分掌等における男女平等意識の推進〉 性別にこだわらない、適材適所の職務分担を行い、校務分掌における固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	学務課	継続 (第2期)

51 48	〈学童保育等の指導員への男女平等参画意識の推進〉 学童保育所における指導員への男女平等参画に関する意識啓発を推進します。	子育て支援課	継続 (第3期)
----------	---	--------	-------------

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
49 46	人権教育に関する研修会の実施	年1回	指導課
50 47	校長会議等での啓発	年1回以上	学務課
51 48	男女平等を踏まえた研修の実施		子育て支援課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

【施策の方向③ 生涯教育における学習機会の提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
52 49	〈生涯学習活動の推進〉 男女平等の視点に立ち、一人ひとりが自分の能力や希望によって、生涯学び続けられる機会の提供を行います。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)
53 50	〈市民の自主的な学習グループ、サークル活動への支援〉 自主学習グループやサークルの文化活動等を支援することで、男女が共に参画する社会づくりを促進します。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
52 49	生涯学習情報誌の発行	年4回	社会教育課

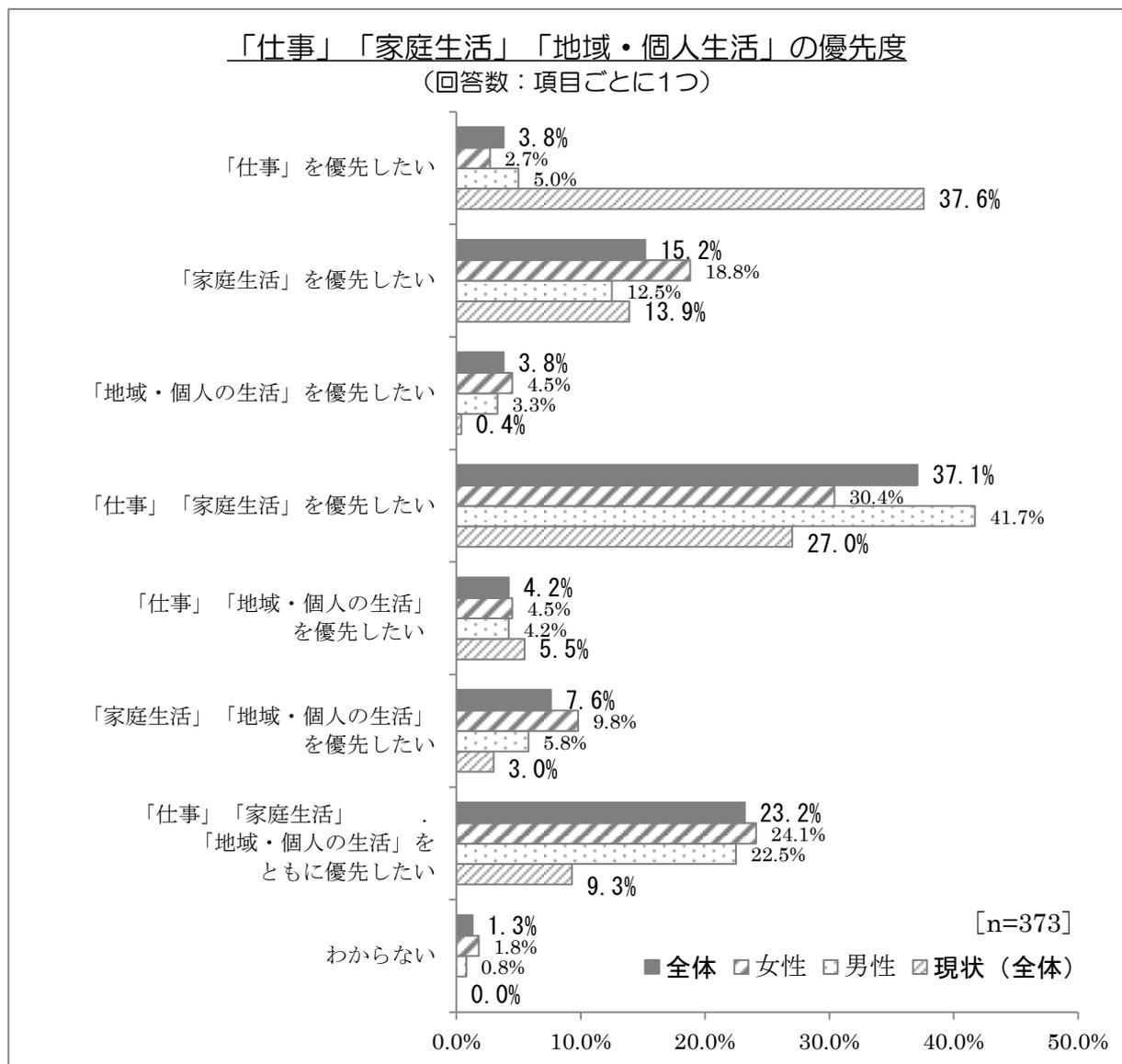
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女平等参画社会を実現するためには、私たち一人ひとりが自分自身の生き方を自由に選択し、自らの希望するバランスで仕事と生活の両立が可能な環境づくりが求められます。

しかしながら、依然として男性は仕事中心の生活であり、家事や育児、介護等はその多くを女性が担っています。このような固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画等の障害となるだけでなく、多くの男性が育児などにかかわりたいと望みながら育児休業の取得に至っていない現状を生んでいるとも言えます。

少子高齢化が進む中、男女が共に仕事上の責任と育児や介護などの家庭的責任、地域活動への参加などを、それぞれの置かれた状況に応じてバランスよく担い、両立させていくことは、個人の人生を充実させ、社会の活力を維持していくために非常に重要なことです。

そしてこのことは、男女共同参画基本法や条例の基本理念でもあり、その実現のためには、ワーク・ライフ・バランス（※p22 参照）を支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

課題 E 職場における男女平等参画

「男女雇用機会均等法」等の施行、改正により、女性の働く環境は徐々に改善され、整備されつつあります。しかしながら、雇用、待遇、昇任・昇格の不平等など、今もなお実質的には男女平等が実現していないのが現状です。また、自営業や農業に従事する女性にとって、労働に対する評価や報酬はあいまいで、十分なものではない状況にあります。

そこで、女性が妊娠・出産・育児などの影響を受けずに、継続して労働できる環境整備をはじめ、あらゆる就業の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正当に評価される環境づくりが求められます。

【施策の方向① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
54 51	〈商工会議所との連携、協力〉 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりに対する理解と協力を求めます。	産業振興課	継続 (第3期)
55 52	〈パートタイム労働者等への関係法規等の情報提供〉 労働者の権利と責任に関する理解を深めるために、パートタイム労働者等に対し、関係機関と連携して法令等の情報提供を行います。	産業振興課	継続 (第2期)

【施策の方向② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
56 53	〈事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発〉 関係機関と連携し、事業所等へのワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを促進します。	産業振興課	継続 (第3期)
57 54	〈市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発〉 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って仕事に当たるとともに、実践していけるように積極的な働きかけや、情報提供を行います。	総務課 自治人権推進課	継続 (第3期)

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。具体的には、(1)就労による経済的自立が可能なこと、(2)健康で豊かな生活のための時間が確保できること、(3)多様な働き方・生き方が選択できることとされています。

◆指標◆

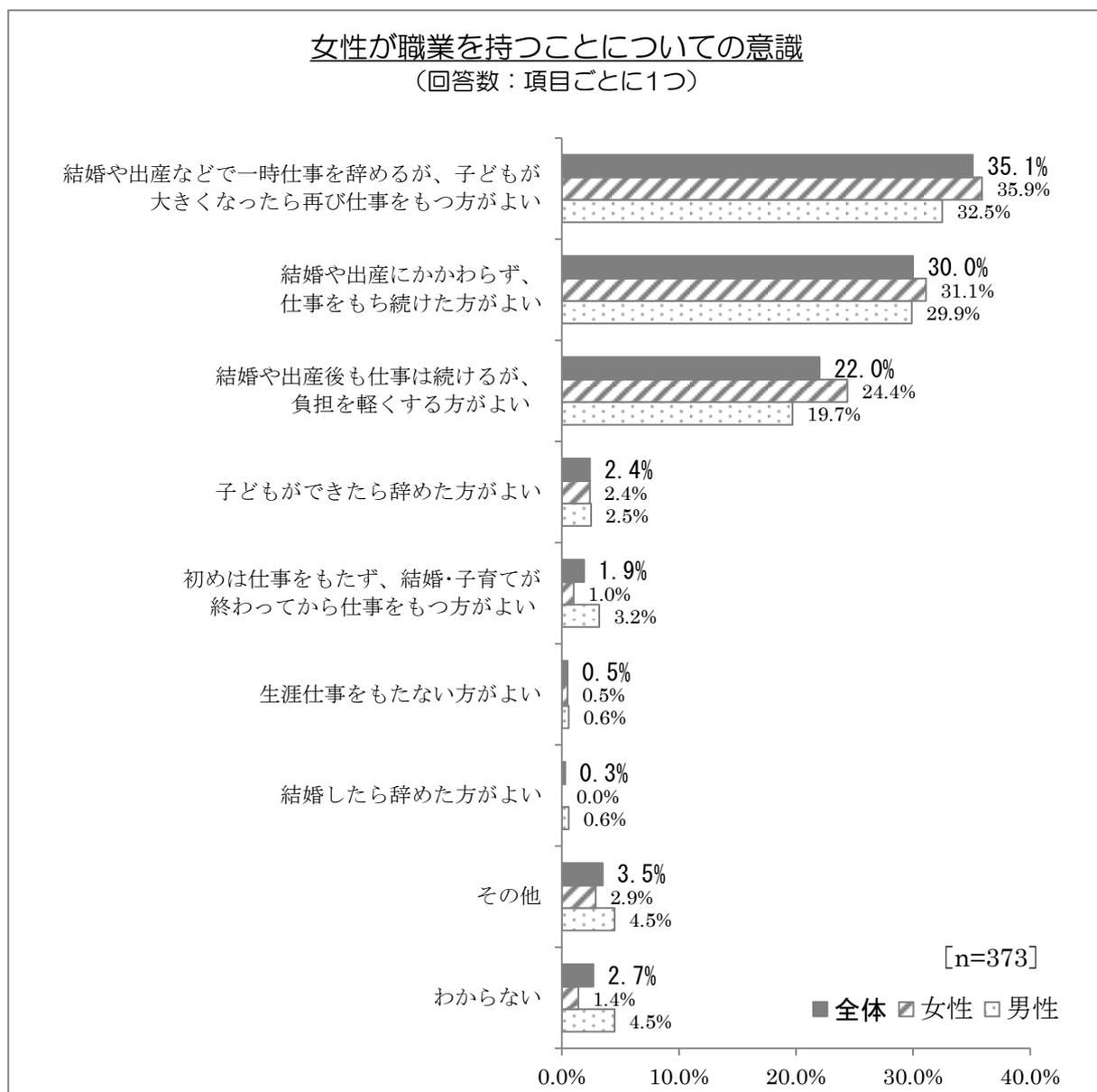
事業No.	項目	数値目標	担当課
57	市職員に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発	年1回以上	総務課
54	男性職員に対しての、育児・介護休業制度の取得に関する啓発	年1回以上	総務課

【施策の方向③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
58 55	〈女性の職業能力開発の支援〉 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行います。 ・関係機関で行われている職業意識、職業能力増進のための講座、訓練機会の情報提供	産業振興課	継続 (第2期)
59 56	〈就業相談事業の支援〉 広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
60 57	〈関係機関と連携した再就職支援〉 関係機関と連携し、再就職を図るための情報提供を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
61 58	〈地域職業相談室の利用促進〉 公共職業安定所と連携するとともに、地域職業相談室設置について広報し、利用の促進を図ります。	産業振興課	継続 (第2期)
62 59	〈創業に対する支援〉 関係機関と連携を図り、創業に関する情報提供等を行います。	産業振興課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
58 55	女性を対象とした就労支援セミナーの開催	年1回以上	産業振興課
62 59	女性・若者創業者支援資金の利用促進	融資申込 年1件以上	産業振興課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 24 年度)

【施策の方向④】 農業、自営業等における男女平等参画の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
63 60	〈自営業者への男女平等参画〉 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりへの理解と協力を求めます。【事業No. 54 の具体的な事業内容を再掲】	産業振興課	継続 (第2期)
64 61	〈農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、積極的な情報提供を進めながら研修会等を開催します。 ・農業に従事する女性の能力開発研修会等の実施 ・女性の果たしている役割を適正に評価し、女性の社会的基盤を確立するために、訪問説明等を実施し、 <u>家族経営協定</u> (※p26 参照) の普及を図る	農政課 農業委員会	継続 (第2期)
65 62	〈女性農業従事者のネットワークづくりの推進〉 地域の連帯感を高め、女性グループの交流を深めるために、ネットワークづくりを推進します。	農政課	継続 (第2期)
66 63	〈農業労働力の補完システムの研究及び検討〉 農業における男女平等参画を推進するため、県及び関係機関と連携を図り、農業労働力の補完システムの研究及び検討を進めます。	農政課	継続 (第2期)
67 64	〈家族経営協定の締結の支援〉 印旛農業改良普及センターとの連携を図りながら家族経営協定の締結を支援します。	農政課	継続 (第2期)
68 65	〈農業者年金の加入促進〉 家族経営協定の普及及び農業者年金の加入促進に努めます。	農業委員会	継続 (第3期)
69 66	〈起業活動の支援〉 起業のための補助金等による支援制度等について、積極的に情報を提供します。	農政課	継続 (第2期)
70 67	〈農業指導者層に対する男女平等意識を形成する講座等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現に向け、農業指導者層を対象とした男女平等意識を形成する講座、研修会等を関係機関と連携を図りながら開催します。	農政課 農業委員会	継続 (第2期)
71 68	〈女性の経営能力と生産技術能力の向上のための講座等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、女性の経営能力と生産技術向上のための講座等を開催します。 ・食品衛生法等の学習講座 ・家族経営協定等に関する講座 ・インターネットなどを活用した農産物販売の研究講座	農政課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
64 61	女性グループ主催による研修会または訪問説明の実施	年1回以上	農政課
	家族経営協定に関する訪問説明の実施	年2回以上	農業委員会
65 62	女性グループの結成	1グループ以上	農政課
66 63	関係機関と連携して研究及び検討	年1回以上	農政課
67 64	家族経営協定の締結	年4件以上	農政課
68 65	農業者年金加入	年2件	農業委員会
69 66	支援制度等の情報提供	年1回以上	農政課
70 67	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年1回以上	農政課
	講演会等への参加	年1回	農業委員会
71 68	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年1回以上	農政課

※家族経営協定

農業経営を発展させていくため、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、働きがいや将来の展望をもって農業に取り組むための話し合いを行い、農業経営や生活面について取り決めるを行うこと。

課題 F 家庭における男女平等参画

長い年月の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識により、家事、育児などは、いまだにその役割の多くを、女性が担っているというのが現状です。

一方、男性の多くは依然として仕事中心の生活であり、家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動へのかかわりが希薄になっています。

男性も女性も男女平等参画に対する意識を高め、共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するため、家庭や地域における男女のかかわり方を見直すとともに、子育てや介護支援の充実、関連情報を提供していく必要があります。

【施策の方向① 家庭における男女平等参画意識の浸透】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
72 69 70	<家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供> 男女が共に助け合い、また、一人ひとりがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた社会づくりへの意識向上を図るための、学習機会や情報の提供を行います。 ・子どもたちの男女平等参画意識と自立性を育むため、成人を対象とした学習機会の提供 ・家事全般に関する実践的な学習機会の提供	自治人権推進課	継続 (第3期)
73 71	<仕事と育児の両立を支援する情報及び研修機会の提供> 男女が共に助け合い、育児にかかわることの重要性についての理解を深め、共に働き続けられるよう仕事と家庭の両立を支援する情報の提供や講座等を実施します。	自治人権推進課 子育て支援課 健康増進課 社会教育課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
72 69	学習会等の開催	年1回以上	自治人権推進課

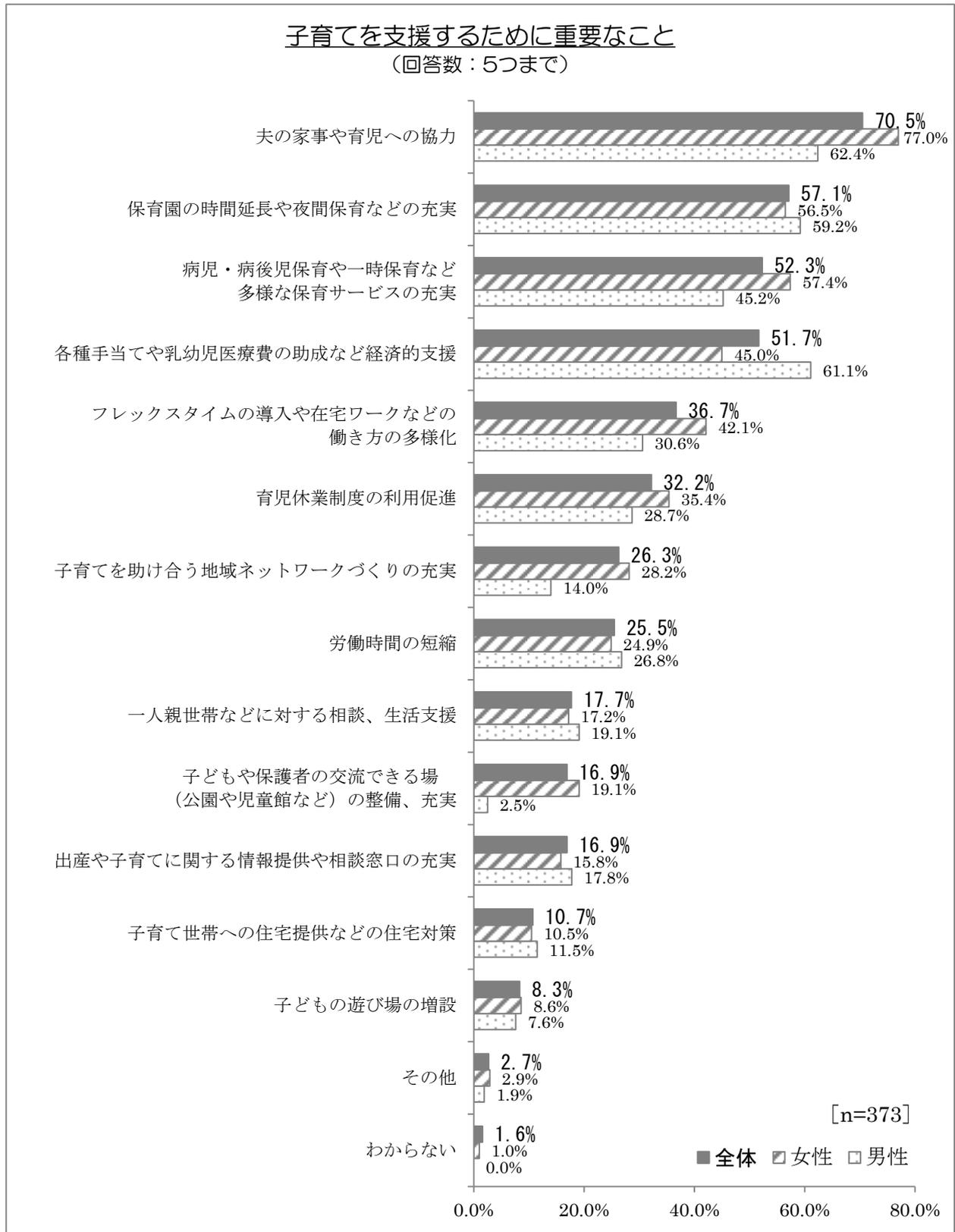
【施策の方向② 多様な子育て環境の整備と情報の提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
74 72	<保育サービス等の充実> 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育制度の充実を図ります。 ・乳児保育事業 ・障害児保育事業 ・一時保育事業（私的・非定型・緊急） ・時間延長保育事業（早朝・夜間） ・保育士等の資質の向上のための研修の実施	子育て支援課	継続 (第2期)

75 73	〈市主催事業における託児サービスの充実〉 乳幼児を抱えた女性の社会参画を支援していくために、市主催事業における託児サービスを充実します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
76 74	〈ファミリー・サポートセンター(※p29参照)の利用促進〉 ファミリー・サポートセンターにおいて、子育てを支援する多様な保育サービスを提供するとともに、利用促進に努めます。	子育て支援課	継続 (第2期)
77 75	〈保育サービスに関する情報の提供〉 保育園を利用しやすくするために、保育園や子育て支援センターの保育時間や保育内容等に関する情報の充実を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
78 76	〈保育施設等の整備、拡充〉 多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設等の整備、拡充を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
79 77	〈学童保育事業の充実〉 日中、保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えられるよう、学童保育の充実を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
80 78	〈病児・病後児保育の検討〉 多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育についての検討を進めます。	子育て支援課	継続 (第2期)
81 79	〈ひとり親家庭に対する生活支援の充実〉 ひとり親家庭の生活面での自立を支援し、生活の安定と福祉の充実を図ります。	児童青少年課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
74 72	保育士等への研修の実施	年3回	子育て支援課
75 73	庁内への託児サービスに関する啓発	年1回以上	自治人権推進課
76 74	依頼会員数の増加	年間50人以上	子育て支援課
78 76	民間による認可保育園の整備促進	平成26年度以降	子育て支援課
	グループ型小規模保育施設の開設	平成26年度以降	子育て支援課
79 77	学童保育所の過密状態の解消、小学6年生までの受け入れ拡大のための整備促進	全学区・全学年を対象として整備	子育て支援課
80 78	病後児保育事業の普及促進、病児保育の検討	平成22年度以降	子育て支援課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 24 年度)

※ファミリー・サポートセンター

地域において、育児の相互援助活動を行う会員組織のこと。育児の援助をしたい・受けたい方が会員登録し、急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変則的な保育需要に対応しています。

【施策の方向③ 介護に関する環境の整備と情報の提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
82 80	〈仕事と介護の両立を支援する情報及び研修機会の提供〉 働く男女が共に介護を担い、家庭責任を果たすことができるよう、仕事と介護の両立を支援する情報と研修機会の提供を促進します。	高齢者福祉課	継続 (第2期)
83 81	〈在宅介護教室の充実及び介護相談の実施〉 高齢者を介護している家族等に対して、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等、介護に必要とされる知識及び技術を習得させるための講義や実習を行うとともに介護相談を開催します。	高齢者福祉課	継続 (第2期)
84 82	〈介護保険サービス等に関する情報提供の促進〉 要介護高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険制度やサービス提供事業者、福祉ボランティア等の介護に関する情報提供の促進を図ります。	高齢者福祉課	継続 (第2期)

◆指標◆

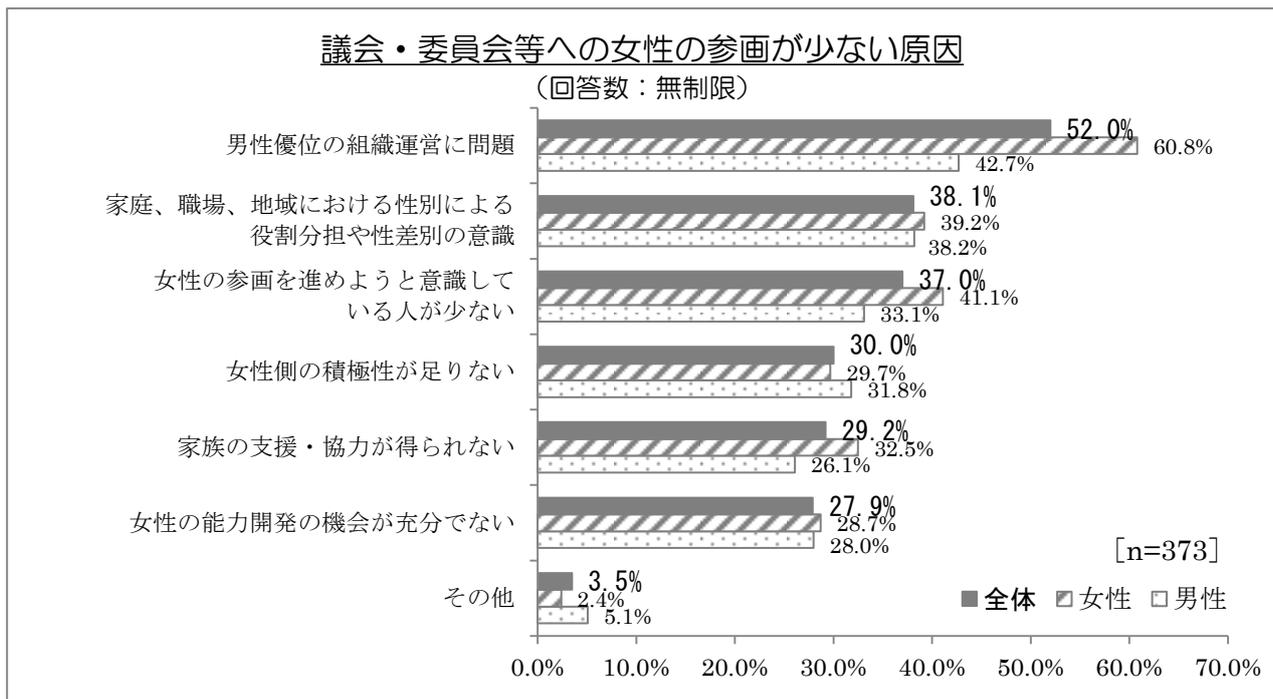
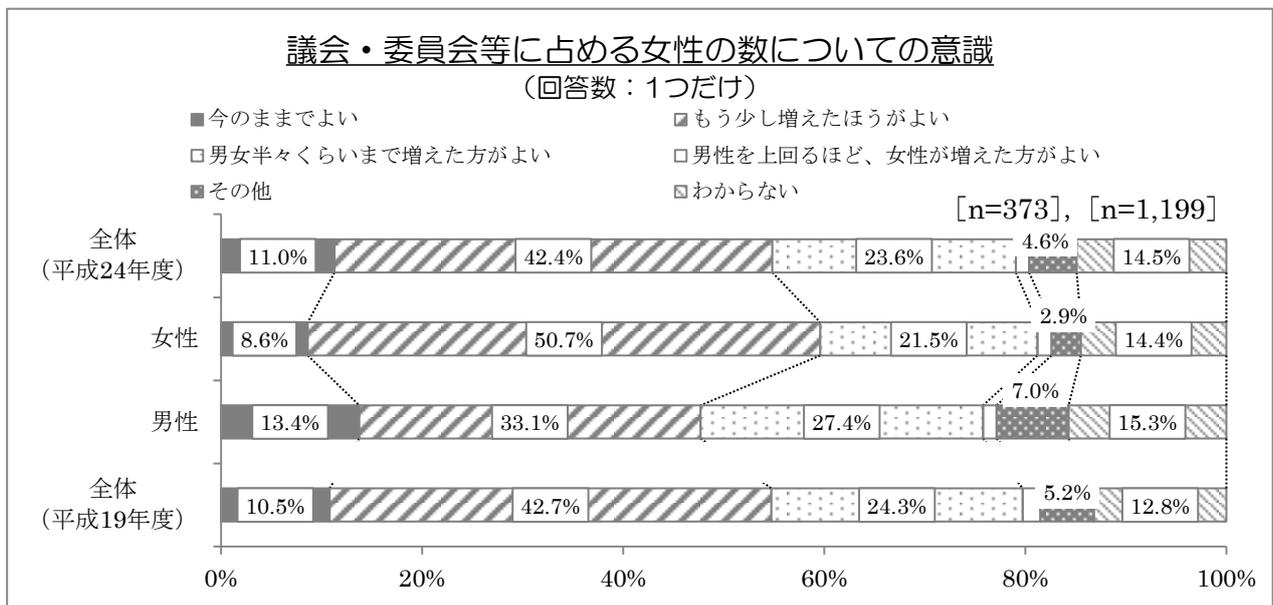
事業No.	項目	数値目標	担当課
83 81	介護者教室の開催	年20回	高齢者福祉課

基本目標Ⅲ あらゆる場への男女平等参画の推進

男女平等参画社会の形成には、性別を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域社会等のあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会の実現が求められます。

これまで、政治や行政のほか、企業や各種団体等における方針決定への女性の参画は徐々に進んではきているものの、いまだ十分とはいえず、より一層の推進が望まれます。また、豊かで活力ある地域社会の形成には、様々な価値観を持つ市民一人ひとりが、男女にかかわらず、地域活動やボランティア活動等に積極的に参加することが必要となります。

このためにも、社会全体が固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識する中で、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進しなければなりません。



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

課題 G 意思決定過程における男女平等参画

市や市内事業所等における管理職や、市政の執行に必要な各種審議会、委員会等への女性の登用は、全体的に少しずつ進んできてはいます。しかし、女性委員が一人もない審議会等も依然として存在するなど、十分な状況とは言えません。

今後は、男女ともに女性の参画を積極的に進めようとする意識を持つとともに、女性があまり進出していない分野での積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）を図るなど、これまで以上に社会のあらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境整備を進めていく必要があります。

【施策の方向① 政策・方針決定への女性の参画の促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
85 83	〈各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上〉 女性委員の登用率の向上に向け、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率（35%）の達成を目指します。	総務課 自治人権推進課	継続 （第2期）
86 84	〈審議会・委員会等開催時の託児サービスの充実〉 政策・方針決定過程の場への女性の参画を拡大していくために、審議会・委員会等開催時の託児サービスを充実し、育児中の女性の参画を推進します。	自治人権推進課	継続 （第2期）
87 85	〈男女平等を基本とした学校運営の推進〉 男女平等を基本にした学校運営を推進するとともに、指導的立場への女性教職員の登用など、学校運営の意思決定の場への女性の参画を進めます。	学務課	継続 （第2期）
88 86	〈職員の研修機会の充実〉 政策立案能力養成等を目的とした研修への女性の参画を積極的に推進します。	総務課	継続 （第2期）

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
85 83	各種審議会、委員会等の女性委員比率	35%	総務課 自治人権推進課
86 84	庁内への託児サービスに関する啓発〔指標No.75を再掲〕	年1回以上	自治人権推進課
87 85	校長会議等での啓発		学務課

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。

【施策の方向②】 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
89 87	〈事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成〉 男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
90 88	〈女性のエンパワーメント(※)を支援する講座等の開催〉 地域活動団体等における各種役員等への女性の参画を促進するために、女性のエンパワーメントを支援する講座等を開催します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
91 89	〈農業委員等への男女平等参画の推進〉 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を見直すとともに、農業委員等への男女平等参画を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第2期)
92 90	〈農業における女性リーダーの育成〉 農業における男女平等参画社会の実現を推進するための、女性リーダーの育成に向けた研修事業を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
90 88	講座等の開催	年1回	自治人権推進課
92 90	女性リーダー数	10人以上	農政課
	研修会等への参加	年1回	農業委員会

【施策の方向③】 管理職などへの女性の積極的登用】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
93 91	〈職員の適材適所の配置と職務の男女平等の徹底〉 事務事業の見直しを行う中で、適正な職務分担ができるよう図ります。 ・管理職に対する男女平等参画に関する意識向上のための研修の強化	総務課	継続 (第2期)
94 92	〈市管理職への女性登用推進〉 性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。	総務課	継続 (第2期)

※女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、及び文化的に力を持ち、その力をあらゆる分野で発揮し、行動していくこと。

課題H 地域活動への男女平等参画

市内には、自治会、PTA、子ども会をはじめ、様々な団体があり、多くの女性が参加しています。また、全般的には男性の参加が少ない分野でもあります。しかし、その団体の長や役員といった責任ある役割は、逆に男性が担うことが多い状況にあり、ここにも性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の影響が見られます。

地域活動は、最近では、様々な分野の新たな課題に対応した各種ボランティアやNPOなどの活動も含め、地域コミュニティとして、ますます重要性を増しています。

今後は、地域社会において男女平等参画に関する理解を深め、定着させていくとともに、より多くの人による積極的な地域活動への参画を推進していくことが重要です。

【施策の方向① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
95 93	〈地域活動における女性リーダーの育成〉 女性へのエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダーの育成に努めます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
96 94	〈地域活動への男女の参加促進〉 地域へ目を向けるとともに、地域活動への参加の契機となるような情報や学習機会の提供をします。	自治人権推進課 公民館	継続 (第2期)
97 95	〈地域活動の拠点となる施設の充実〉 既存施設の利用促進の一つとして、教育活動に支障を及ぼさない範囲内での小中学校の余裕教室の一時利用を推進します。	社会教育課	継続 (第2期)
98 96	〈地域で活動する各種団体に関する情報の提供〉 ホームページや情報誌等を利用し、地域で活動する各種団体に関する情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
95 93	講座等の開催	年1回	自治人権推進課
97 95	教室などの延べ利用件数、人数	前年度以上	社会教育課

【施策の方向② 市民団体などへの支援及び交流促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
99 97	〈市民の自主的学習活動の支援〉 男女平等参画に関する市民団体等に対し、情報収集と学習活動への支援を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

100 98	<地域サークルの育成> 市民の地域参加を促し、また男女平等参画社会づくりを進める契機となる地域サークルの育成に努めます。	公民館	継続 (第2期)
101 99	<高齢者クラブ等の活動支援> 高齢者クラブ等に対する活動の支援をとおして、男女平等参画の推進を図ります。	高齢者福祉課	継続 (第3期)
102 100	<市民公益活動団体への活動支援> 市民公益活動サポートセンター登録団体の情報発信や相互交流の充実を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
102 100	広報紙サポートセンターだよりの発行	年4回	自治人権推進課
	登録団体の交流会実施	年2回	自治人権推進課

【施策の方向③ 市民協働による男女平等参画の推進】

事業No.	<基本事業名> 具体的な事業内容	所管課	区分
103 101	<市民参加による男女平等参画事業の充実> 市民や団体との協力、協働により実施することで、男女平等参画の推進を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
104 102	<男女平等参画に関する市民団体等と連携した男女平等参画の推進> 男女平等参画推進センター登録団体と連携した男女平等参画社会づくりを推進します。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
104 102	登録団体との情報交換、協働事業の開催	年1回以上	自治人権推進課

基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり

私たち一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのためには、男女とも、自分の健康管理を適切に行い、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる社会環境整備が求められます。

また、男女の心と体の健康づくりには、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※p37 参照）を人権としてとらえるとともに、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方も生まれてきている中、これまで以上に、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要となってきます。

一方、少子高齢化が急速に進んでいる現状において、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供などは、私たちが安心して暮らせるまちづくりをするうえで、重要な課題となっています。

課題Ⅰ 生涯にわたる心と体の健康づくり

私たちが、生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくには、自分の健康状態に応じた、適切な自己管理を行うことが重要です。そのためには、子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた適切な医療・保健体制の推進が望まれます。

また、年代とは別に、性の違いを踏まえた性差医療への取り組みも、今後進めていく必要があります。それらに関する知識の普及、啓発も重要性が高まっています。

【施策の方向① 性差に配慮した医療・保健の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
105 103	〈健康診査の充実〉 健診（検診）に対する理解を深め、健康維持と予防のために分かりやすい情報提供と受けやすい健診（検診）体制の整備に努めます。	健康増進課	継続 （第2期）
106 104	〈性差医療に関する情報の収集と提供〉 男女の性差に応じた的確な医療についての情報の収集と提供を行います。	健康増進課	継続 （第3期）
107 105	〈年代や個々に応じた健康教室、健康相談の充実〉 健康教室や健康相談の実施において、年代や個々に応じた、きめ細かな対応に努めます。	健康増進課	継続 （第2期）
108 106	〈男女の心と体の違いを尊重することの大切さに関する情報の提供〉 男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて学ぶ機会や、それらに関する図書、資料等の情報収集及び提供を行います。	自治人権推進課 指導課 図書館	継続 （第2期）

【施策の方向② ライフステージ（※）に応じた健康づくりの促進】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
109 107	〈ライフステージに応じた相談の充実〉 ライフステージに応じた様々な不安やストレスの軽減を図るための相談を実施します。	健康増進課	継続 (第2期)
110 108	〈生涯にわたる健康づくり支援〉 ライフステージに応じた健康教育の充実や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課	継続 (第2期)
111 109	〈生活習慣病の予防対策の充実〉 健康維持・管理のための各種健康教室の開催やスポーツ活動を通じての健康増進や体力づくりの推進を図ることで、生活習慣病の予防対策の充実を図ります。	健康増進課 生涯スポーツ課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
110 108	講座・教室等の開催	年2回以上	健康増進課
111 109	各種イベントの開催	年10回	生涯スポーツ課

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日（こんにち）、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

※ライフステージ

人間の一生を段階別に区分したもの。例えば、乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期といったように、各段階で区別します。

課題 J 安全・安心な社会環境の整備

女性が安心して安全に子どもを産み、育てられるようにするためには、その環境整備に努めるとともに、妊娠・出産・育児に関する情報の提供も重要な課題です。

一方、急速に高齢化が進む中、豊かで活力ある地域社会にしていくためには、高齢者や障害のある人が社会の一員として、これまでの人生経験を生かしつつ、自分らしく充実した生活を送れる環境を整備する必要があります。そのことが、男女が共に生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現へとつながっていきます。

【施策の方向① 安心して妊娠・出産できる環境整備】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
112 110	〈生と性の健康についての意識啓発と浸透〉 学校保健と地域保健とが連携をとりながら、思春期の健康に対する意識の啓発と浸透を図ります。	健康増進課 指導課	継続 (第3期)
113 111	〈妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実〉 母子の健康な生活を支援するための乳幼児健康診査や妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるような健康支援に努めます。また保健指導の充実を図ります。	健康増進課	継続 (第2期)
114 112	〈妊産婦への理解と協力〉 周囲の人々の妊産婦への理解と協力を得るために、妊産婦に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 社会教育課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
114 112	市内中高生対象の講座の実施	年間5校以上	社会教育課

【施策の方向② 子どもの健全育成の推進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
115 113	〈子育て支援グループの育成〉 子育てを支援するボランティアグループや子育てサークルの育成支援と各団体に対して情報提供を行い、情報の共有化を図ります。	子育て支援課	継続 (第3期)
116 114	〈ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実〉 ひとり親家庭が自立して生活ができるよう相談体制の充実を図り、またそれぞれの家庭状況に対応した支援策を推進します。	児童青少年課	継続 (第2期)
117 115	〈育児・子育てについての相談体制の充実〉 育児や子育て相談に関する情報提供及び相談体制を充実します。	子育て支援課 児童青少年課 健康増進課	継続 (第2期)

118 116	<p><公共施設における乳幼児同伴の保護者に配慮した施設整備の推進></p> <p>公共施設の新築、改築等を行う際に、施設整備の指導に努めます。また、既存施設についても改修整備の可能性について状況把握に努めます。</p>	資産管理経営室	継続 (第2期)
------------	--	---------	-------------

【施策の方向③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
119 117	<p><自立支援と社会参加の促進></p> <p>ユニバーサルデザイン(※p40参照)やノーマライゼーション(※p40参照)の理念に基づき、高齢者や障害のある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるような環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。</p>	社会福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課	継続 (第2期)
120 118	<p><高齢者の地域活動と社会参加の支援></p> <p>高齢者が自らの能力や経験を生かしながら多様な社会参加ができるよう、自主的な活動や就労への支援を行います。</p>	高齢者福祉課	継続 (第2期)
121 119	<p><障害のある人への相談、情報提供の充実></p> <p>障害者の要望、相談に対応できる環境の整備やそれぞれの障害に応じた情報提供を行います。</p>	障害福祉課	継続 (第3期)
122 120	<p><障害のある人へのスポーツ・レクリエーション活動における男女平等参画の促進></p> <p>障害者のスポーツ・レクリエーション活動において、男女が共同参画できる環境づくりへの支援をします。</p>	障害福祉課	継続 (第3期)
123 121	<p><高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援></p> <p>高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。</p>	高齢者福祉課 公民館	継続 (第2期)
124 122	<p><介護保険サービス事業者等の体制の充実></p> <p>要介護者や家族からの介護サービスに関する相談に応じるとともに、介護保険事業者に対する資質の向上と体制の充実を図ります。</p>	高齢者福祉課	継続 (第2期)
125 123	<p><介護支援専門員等の育成></p> <p>要介護者や介護を行う家族が必要なサービスを的確に受けられるよう、介護支援専門員等の資質の向上を図ります。</p>	高齢者福祉課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項 目	数値目標	担当課
119 117	障害について学ぶ講座等の開催	年2回以上	障害福祉課
124 122	学習会の開催	年1回以上	高齢者福祉課
125 123	学習会の開催	年2回以上	高齢者福祉課

※ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

※ノーマライゼーション

「障害のある人も、ない人も、社会を構成する一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが普通である」という理念に基づいて、障害のある人が社会で普通の生活を送ることができるよう、さまざまな条件を整えるべきであるという考え方のこと。

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

佐倉市では、平成15年4月に、「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、この条例の基本理念に基づき、平成16年3月には「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」を、平成21年度に「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」を策定し、総合的・計画的に様々な施策を推進してきました。今後も、この計画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。

そのためには、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業に当たることが求められます。

また、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、男女平等参画社会づくりの推進拠点として設置している「男女平等参画推進センター（ミウズ）」の機能の充実も図りながら、男女平等参画の着実な推進に努めます。

課題Ⅰ 庁内推進体制の構築

男女平等参画を推進していくには、職員一人ひとりが高い意識を持って、それぞれの施策や事業に取り組むことが求められます。そして、庁内推進体制の強化を図り、組織的に取り組むことで、より着実に、効果的な施策の推進につなげていかなければなりません。

また、計画の進行状況を把握し、評価することは、計画の実効性を高めるうえで重要なことです。

さらに、男女平等参画推進センターの機能強化を図り、実施事業を充実させることで、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

【施策の方向① 庁内推進組織の設置】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
126 124	〈男女平等参画の視点に立った庁内推進体制の推進〉 市の管理職員に対する男女平等参画に関する研修の充実を図り、男女平等参画の視点に立った庁内推進体制の構築に努めます。	総務課	継続 (第2期)
127 125	〈男女平等参画を推進する庁内推進組織の設置〉 条例の基本理念及び計画の実効性を高めるため、庁内に男女平等参画推進に取り組む組織を設置します。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
126 124	管理職に昇格した職員を対象とした研修の実施	年1回	総務課

【施策の方向② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
128 126	〈市職員への研修機会の提供〉 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう関連機関と連携し、職員研修の実施に努めます。また、必要に応じて国、県等の実施する講座、研修への積極的な参加を促進します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
129 127	〈市職員への意識啓発〉 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、基礎的な事項に関するアンケート調査を通じて、職員の意識度合いを把握し、必要に応じて職員研修等を実施し、周知の徹底を図ります。	総務課 自治人権推進課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
128 126	新規採用職員への研修	年1回	自治人権推進課
129 127	アンケート調査の実施	年1回	自治人権推進課

【施策の方向③ 基本計画の進行管理強化】

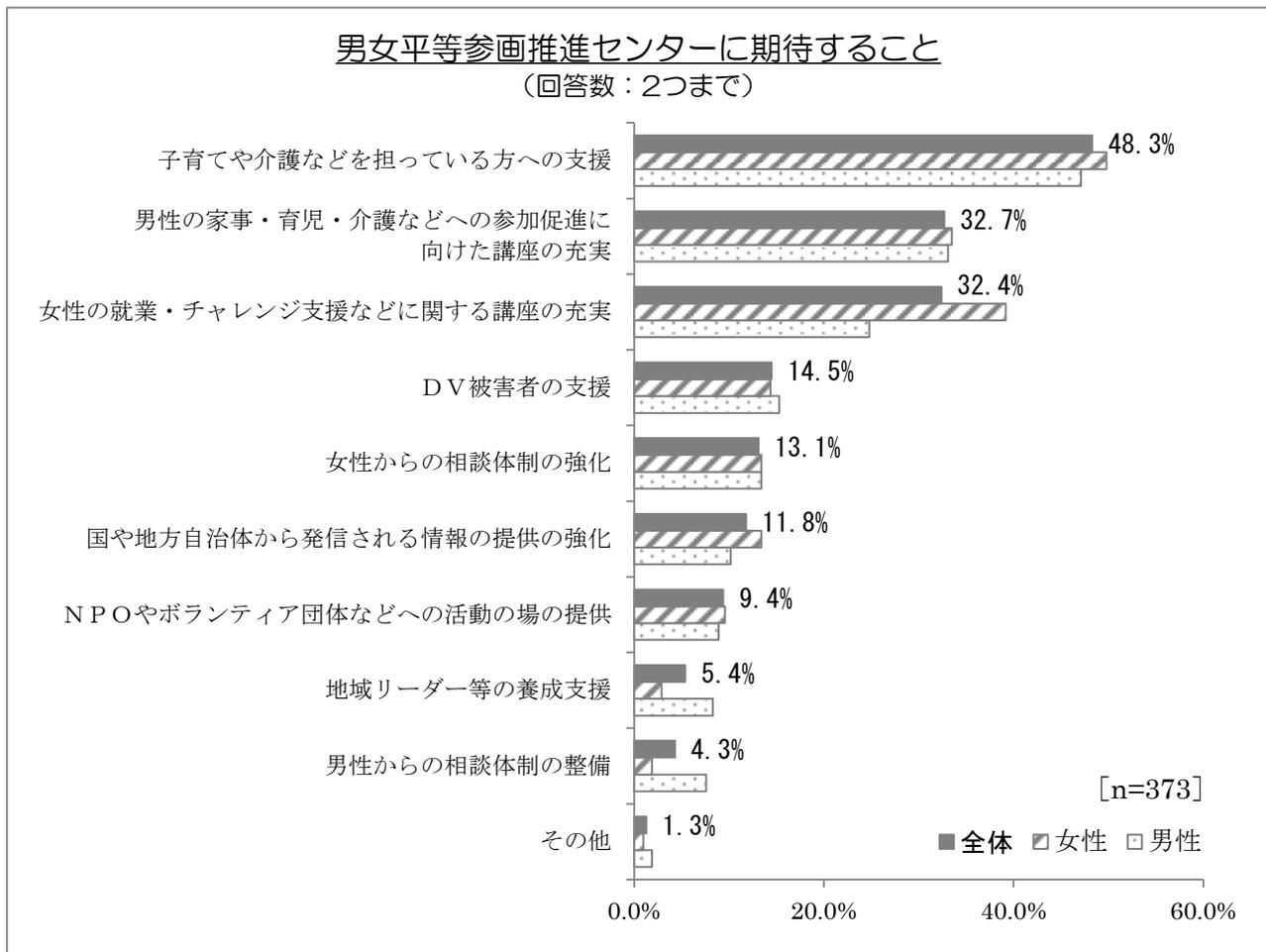
事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
130 128	〈基本計画の進行管理〉 効果的な計画の進行管理を実施するとともに、審議会における評価、評価のフィードバック等を通じ、計画の推進を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
131 129	〈男女平等参画基本計画の周知〉 市民や市職員に対する男女平等参画基本計画の周知及び進行管理の公表を行います。	自治人権推進課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
130 128	計画の進行管理調査及び評価	年1回	自治人権推進課
131 129	計画の進行管理調査評価結果の公表	年1回	自治人権推進課

【施策の方向④】 男女平等参画推進センターの充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
132 130	〈女性のための相談事業の充実〉 女性のための相談事業の充実と関係機関との連携強化を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
133 131	〈男性を対象とした相談事業の検討〉 男女平等参画の視点に立った男性対象事業の充実を図るとともに、男性相談の実施についても研究、検討します。	自治人権推進課	継続 (第3期)
134 132	〈男女平等参画推進センターの周知と機能の充実〉 拠点施設としての周知を図り、分かりやすく利用しやすい施設づくりのための管理運営に努めます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
135 133	〈効果的な情報発信の実施〉 施設内掲示や関連図書等をはじめ、施設利用者はもとより、広く男女平等参画社会の形成につながる関連情報を発信します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
136 134	〈登録団体への支援と協働〉 登録団体との情報交換会を開催し、団体間の連携を図るとともに、登録団体との協働イベントなどを開催します。	自治人権推進課	継続 (第3期)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
133 131	男性対象事業の開催	年1回	自治人権推進課
134 132	年間来館者総数	38,000人以上	自治人権推進課
135 133	男女平等参画推進センター内掲示の更新〔指標No.38を再掲〕	年4回以上	自治人権推進課
136 134	登録団体との情報交換、協働事業の開催〔指標No.104を再掲〕	年1回以上	自治人権推進課

課題Ⅱ 国・県・関係機関との連携

計画を着実に実行し、男女平等参画社会を実現するためには、市の取り組みだけでは難しい場合もあります。そこで、国や県、さらには近隣市町村や関係機関との協力、連携を図りながら効率的な施策の推進に当たるとともに、社会情勢の変化にも対応した施策の展開を図っていきます。

【施策の方向① 国や県との連携、協力】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
137 135	〈国・県と連携した施策の取り組みの推進〉 県が実施する男女共同参画地域推進員制度をはじめ、国や県との協力・連携を図りながら新たな施策の取り組みを推進するとともに、効果的な事業の実施を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
138 136	〈国や県が実施する学習機会の提供〉 市民に対し、国や県の実施する学習会など啓発イベント情報の提供を随時行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

【施策の方向② 近隣自治体との情報の収集、提供】

事業No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
139 137 138	〈情報の収集及び提供〉 県をはじめ、近隣の自治体と連携し、男女平等参画に関する情報交換などを積極的に行い、よりよい男女平等参画施策につなげます。	自治人権推進課	継続 (第3期)

◆指標◆

事業No.	項目	数値目標	担当課
139 137	関連会議、研修会等への参加	年5回以上	自治人権推進課

資料

